

避難したほうがいいのはどんなとき？

避難勧告が出たときはもちろん、津波や山崩れ、家屋の倒壊や火災による延焼などの危険があるときは、ただちに安全な場所へ避難しなければなりません。避難するときは、ブロック塀などの倒壊や屋根瓦などの落下、道路の損壊に注意してください。あらかじめ避難コースを下見し、危険箇所をチェックしておくといでしょう。

こんなときは急いで避難を！！

1. 津波や山崩れ、土砂崩れなどのおそれがあるとき
2. 建物が倒壊するおそれのあるとき。
3. 自宅で火災が発生し、天井まで火が燃え広がったとき。
4. 付近で火災が発生し、延焼の危険があるとき。(住宅密集地の火災や山火事には注意)
5. 危険物が爆発するおそれがあるとき。
6. 河川の氾濫、堤防の決壊の危険性があるとき。
(台風や集中豪雨による浸水被害にも注意)
7. 松戸市から**避難情報の発令**があったとき。



【避難情報とは・・・】

避難情報	行 動
避難準備・高齢者等避難開始	いつでも避難ができるよう準備してください。ラジオ・テレビや市からの広報に注意してください。避難するのに時間がかかる高齢者等の要支援者やその支援者は避難を始めてください。
避難勧告	災害が発生する可能性が極めて高い状況です。原則、指定された避難所へ避難してください。もしくは屋内安全確保を行ってください。
避難指示（緊急）	災害が発生する可能性が極めて高いか、実際に人的被害が発生した状態です。まだ避難していない人は、ただちに避難してください。避難する余裕がなければ屋内安全確保を行ってください。

※突発的な異常気象の場合には、市からの避難情報が間に合わない場合もあります。身の危険を感じたら、自らの判断で安全な場所にいる家族や知人の家、避難所などへ早めに避難してください。

※松戸市から皆様に避難情報を発令した場合、防災行政用無線（固定系）、安全安心メール、SNS、広報車の巡回などにより市民に伝達します。